（仮称）高島市新ごみ処理施設整備・運営事業

審 査 講 評

令和８年 11 月

高　島　市

高島市（以下「市」という。）は、（仮称）高島市新ごみ処理施設整備・運営事業（以下「本事業」という。）に関して、令和８年４月の入札公告時に公表した落札者決定基準に基づき、提案内容等の審査を行った。「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号。以下「ＰＦＩ法」という。）第８条第１項の規定に準じて、事業者を公募し、落札者を決定したため、同法第11条第１項の規定に準じ、客観的な評価の結果を記載した審査講評として公表する。

令和８年11月20日

高島市長　　今城 克啓

目　　次

第１　事業の概要 1
　１　事業名称 1
　２　対象となる公共施設等の種類 1
　３　公共施設等の管理者 1
　４　事業目的 1
　５　施設概要 1
　６　事業内容 2
第２　審査機関の構成及び実施スケジュール 3
　１　事業者選定委員会の構成 3
　２　委員会等の開催経過 4
第３　審査の方法 5
　１　落札者決定の手順 5
　２　落札者の決定 8
第４　審査の結果 9
　１　資格審査 9
　２　提案審査 9
第５　落札者の決定 12
　１　落札者の決定について 12
　２　審査の総評 12
　３　落札者の決定に基づく財政支出の削減効果 12
別紙１　各審査項目の講評 13
別紙２　審査の総評 16

第１　事業の概要

１　事業名称

（仮称）高島市新ごみ処理施設整備・運営事業

２　対象となる公共施設等の種類

一般廃棄物処理施設

３　公共施設等の管理者

高島市長　　今城 克啓

４　事業目的

現在の高島市環境センターは、老朽化及び維持管理面の課題から平成 30 年 2 月末にガス化溶融炉を休止し、以降、市内で発生する燃やせるごみの処理は、新ごみ処理施設稼働までの暫定措置として、県外の民間事業者に委託している状態が続いている。

本事業は、これまで実施した 2 回の建設候補地公募において、災害リスク等の懸念により建設用地の選定を断念した経過を十分踏まえ、令和 4 年 12 月に建設予定地として決定した安曇川町田中地先（約 4.3ha）に、新たな一般廃棄物処理施設（焼却施設及びリサイクル施設）を整備するとともに、令和 6 年 2 月に策定した新ごみ処理施設整備基本計画に基づき、令和 32 年 3 月末までの管理運営を包括的に実施することを目的とする。

５　施設概要

(1)　建設予定地

高島市安曇川町田中地先

(2)　焼却施設

表　ごみ焼却処理施設の概要

処理方式	ストーカ式
規模	39t/24 h（19.5t/24 h×２炉）
処理対象物	燃やせるごみ、可燃性粗大ごみ、リサイクル施設からの可燃残渣

(3)　リサイクル施設

表　粗大ごみ処理施設の概要

処理方式	破砕・選別
規模	12t/5 h（破砕処理系 7t/5 h、資源処理系 5t/5 h） ※貯留のみの資源は上記の規模に含まれていない
処理対象物	不燃ごみＢ、不燃性粗大ごみ、資源ごみ （貯留のみ）不燃ごみＡ（陶磁器類・ガラス製品類・電球等）、布類、ガラスびん、有害ごみ、紙類（新聞）、紙類（雑誌）、シュレッダー、紙製容器包装

６　事業内容

(1)　事業方式

本事業は、ＰＦＩ法に準じて実施する事業であり、当該手続きにより選定された事業者が、市の所有となる本施設について整備及び運営を一括して受託するＤＢＯ方式として実施する。

(2)　契約の形態

1)　市と落札者は、落札者決定後速やかに、本事業に係る基本協定を締結する。

2)　市と事業者は、本事業に係る基本契約を締結する。

3)　基本契約に基づいて、市は、設計企業及び建設企業による建設ＪＶ等と本事業に係る建設工事請負契約を締結する。

4)　基本契約に基づいて、市は、ＳＰＣと本事業に係る運営委託契約を締結する。

(3) 事業期間

事業期間は、次のとおりとする。なお、本施設は、運営期間終了後、延命化工事の実施又は広域処理との連携を想定している。

1)　設計・建設期間（試運転期間含む）：契約締結日から以下の日まで

焼却施設、管理棟、計量棟：令和 12 年２月 28 日

リサイクル施設その他　　：令和 14 年３月 31 日※

（※現場着手は令和 12 年度～令和 13 年度とする。）

2)　運営期間：

焼却施設　　：令和 12 年３月１日～令和 32 年３月 31 日（20 年１か月）

リサイクル施設：令和 14 年４月１日～令和 32 年３月 31 日（18 年）

(4) 事業期間終了時の措置

事業者は、事業期間終了時に本施設を市が定める明け渡し時における施設の要求水準を満足する状態に保って、市に引継ぐものとする。

なお、本施設の事業期間終了時の措置について、運営期間終了５年前の時点で、市及び事業者は協議を開始できるものとする。また、市が本事業終了後の次期事業を検討するにあたり、事業者は市が要請した場合に特定部品の供給に関する協議に協力するものとする。

(5) 事業の対象となる業務範囲

1)　事業者が行う業務

①　設計・建設業務

(ｱ)　設計業務（電波障害調査、補完的な測量・地質調査等、本業務の実施に必要な調査等を含む）

(ｲ)　建設業務（本市が別途実施する敷地造成工事以外に必要とする造成工事、場内余熱利用施設までの余熱供給配管・電気供給配線に係る工事を含む）

(ｳ)　その他関連業務（事業者が行うべき近隣対応、本市が行う手続き等の支援）

②　管理運営業務

(ｱ)　受付管理業務

(ｲ)　運転管理業務

(ｳ)　維持管理業務（本市が別途発注する造成工事で整備される施設、場内余熱利用施設

までの余熱供給配管・電気供給配線の維持管理を含む）

(ｴ) 調達業務

(ｵ) 環境管理業務

(ｶ) 余熱利用業務

(ｷ) 啓発業務

(ｸ) 情報管理業務

(ｹ) 関連業務（清掃、警備、近隣対応、見学者対応等）

2) 市が行う業務

① 設計・建設に関する業務

(ｱ) 近隣同意の取得、近隣対応（本市が行うべきもの）

(ｲ) 一般廃棄物処理施設の設置届出

(ｳ) 生活環境影響調査手続き

(ｴ) 防衛施設周辺民生安定施設整備事業補助金申請手続き

(ｵ) 設計施工監理の実施

(ｶ) 敷地造成工事

② 管理運営に関する業務

(ｱ) 近隣対応（本市が行うべきもの）

(ｲ) 契約管理（モニタリング）の実施

(ｳ) 一般廃棄物等の搬入

(ｴ) 見学者のうち、行政視察対応

(ｵ) 運搬業務（搬出対象物）

第２　審査機関の構成及び実施スケジュール

１　事業者選定委員会の構成

本入札において、最優秀提案者の選定を行った事業者選定委員（以下「委員」という。）の構成を以下に示す。なお、委員の構成人数は５名であり、３号委員は、途中２回の交代を行っている。

委員区分	氏　名	備　考
１号委員 （学識経験者）	樋口　能士	○立命館大学 理工学部 環境都市工学科 教授
１号委員 （学識経験者）	香川　雄一	○滋賀県立大学 環境科学部 環境社会システム学科 教授
２号委員 （専門的知識を有する者）	荒井　喜久雄	○公益社団法人全国都市清掃会議 元技術指導部長

２号委員 （専門的知識を有する者）	柳井　薫	○一般社団法人廃棄物処理施設 技術管理協会 会長
３号委員 （関係行政機関の職員）	小島　猛	○高島市総務部 総務部長（令和６年度） （第１回担当）
	長谷川　善一	○高島市総務部 総務部長（令和７年度） （第２回、第３回、第４回担当）
	森田　茂之	○高島市総務部 総務部長（令和８年度） （第５回、第６回、第７回担当）

２　委員会等の開催経過

委員会の開催経過等を以下に示す。

日程	会議名	主な議題等
令和６年８月５日	第１回 高島市ごみ処理施設整備運営事業者選定委員会	・諮問 ・委員長、副委員長の選出 ・事業者選定スケジュールの確認
令和７年１月 30 日	第２回 高島市ごみ処理施設整備運営事業者選定委員会	・実施方針 ・要求水準書（案）の概要
令和７年 10 月 24 日	第３回 高島市ごみ処理施設整備運営事業者選定委員会	・施設規模の変更等 ・要求水準書（案） ・実施方針 ・落札者決定基準、評価採点項目の確認（1 回目）
令和７年 12 月 12 日	第４回 高島市ごみ処理施設整備運営事業者選定委員会	・落札者決定基準、評価採点項目の確認（2 回目）
令和８年８月 10 日	第５回 高島市ごみ処理施設整備運営事業者選定委員会	・今までの経緯とこれからの流れについて ・第６回委員会（令和８年９月 14 日）の協議内容について ・第７回委員会（令和８年 10 月２日）の協議内容について
令和８年９月 14 日	第６回 高島市ごみ処理施設整備運営事業者選定委員会	・基礎審査結果報告 ・技術提案書に対する意見交換
令和８年 10 月２日	第７回 高島市ごみ処理施設整備運営事業者選定委員会	・プレゼンテーション、ヒアリング ・審査評価 ・最優秀提案者決定 ・審査講評（案） ・答申

第３　審査の方法

１　落札者決定の手順

本事業における事業者の選定は、総合評価一般競争入札方式に基づき、次の手順で実施した。

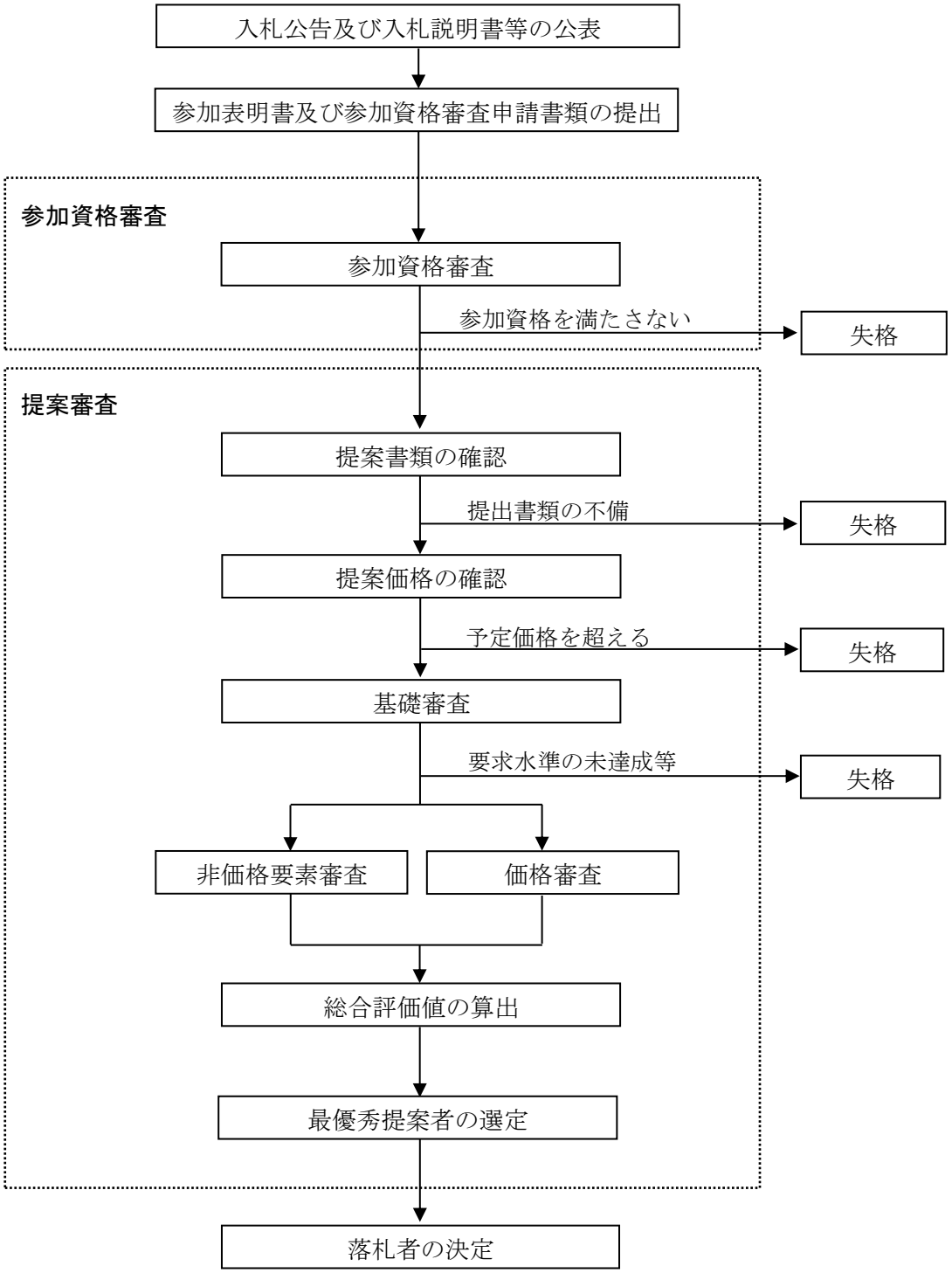


図　落札者決定の手順

(1) 参加資格審査

市は、入札参加者から提出された参加資格審査申請書類により、入札説明書に記載した入札参加者が満たすべき参加資格要件の具備を確認する。確認の結果は入札参加者の代表企業に対し通知する。

(2) 基礎審査

1) 審査方法

市は、入札参加者から提出された入札提案書類が本書に示す基礎審査項目を満たしているか否かを審査する。

基礎審査項目について 1 項目でも満たさないことが確認された場合は失格とする。全ての基礎審査項目を満たしていることが確認された場合、当該入札提案書類について加点審査を行う。

表　基礎審査項目

審査対象	審査項目
共通事項	・提出が求められている書類が揃っていること。 ・入札提案書類全体について，同一事項に対する２通り以上の提案又は提案事項間の齟齬，矛盾等がないこと。 ・入札提案書類全体について，指定された構成（項目の構成，ページ数制限等）となっていること。
施設整備に関する事項	・各様式に対して記載された提案の内容が，要求水準を満たしていること。
運営に関する事項	・各様式に対して記載された提案の内容が，要求水準を満たしていること。

(3) 非価格要素審査

1) 審査方法

市は、入札参加者から提出された提案内容について審査を行う。入札価格以外の提案内容については、下記 2)の審査項目に基づき 3)の得点化方法により得点を算出する。

2) 審査項目及び配点

非価格要素の審査項目及び配点については、市が本事業に期待する事項の必要性又は重要性を勘案して、委員会の審議を経て設定したものである。

表　非価格要素審査における審査項目及び配点

審査項目（大項目）		配点	
非価格要素審査		50 点	
	Ⅰ安全・安心かつ安定的に処理が可能な施設		
	①安定運転	4	18
	②施設配置、内部配置、見学者対応	2	
	③搬入搬出計画	3	
	④緊急トラブルへの対応	5	
	⑤災害に強い施設	4	
	Ⅱ環境に配慮した施設		
	①エネルギー利用	2	10
	②二酸化炭素の排出量	4	
	③省エネ化	4	
	Ⅲ地域に貢献し、親しまれる施設		
	①地域貢献	4	8
	②施設デザイン（建物、地域景観）	4	
	Ⅳ経済性に優れた施設		
	①メンテナンス	4	14
	②省力化	4	
	③ライフサイクルコストの低減	4	
	④経営の安定性	2	
価格審査		50 点	
合計		100 点	

3)　提案内容の得点化方法

非価格要素審査は、前表の項目ごとに行い、次に示す５段階評価に基づき委員会の各委員が個別に評価を行い、その平均値を得点として付与する。得点は小数第三位を四捨五入した値とする。

評価	判断基準	得点化方法
Ａ	要求水準を十分に上回る、もしくは、高い効果が期待できる	各項目の配点×１．００
Ｂ	ＡとＣの中間程度	各項目の配点×０．７５
Ｃ	要求水準をやや上回る	各項目の配点×０．５０
Ｄ	ＣとＥの中間程度	各項目の配点×０．２５
Ｅ	要求水準と同程度、もしくは、効果が期待できない	各項目の配点×０．００

(4) 開札

1)　提案価格の確認

開札を行い、入札書に記載された金額が、入札説明書に規定する予定価格の金額の範囲

内であることを確認する。

2)　価格審査の得点化方法

入札書に記載された金額が、予定価格の範囲内の場合、提案価格を次の方法で点数化する。

価格審査点＝（最低提案価格／当該提案価格）×配点（50 点）

※価格審査点（小数点以下）は、小数第三位を四捨五入した値とする。

(5)　総合評価値の算定

市は、以下の方法により、入札参加者の提出した入札提案書類について総合評価を行う。

総合評価の結果、当該総合評価値が最も高い提案を行った入札参加者を最優秀提案者として選定する。なお、総合評価値の最も高い者が複数あるときは、複数の最優秀提案者を選定する。複数の最優秀提案者が選定された場合は、価格審査点が高いものを落札者として決定する。

(総合評価値の算定式)

総合評価値（100 点満点）＝非価格要素審査点（50 点満点）＋価格審査点（50 点満点）

2　落札者の決定

市は、審査結果を踏まえ、落札者を決定する。

落札者が決定した際には、その結果を市のホームページで公表する。

なお、落札者の決定にあたっては、地方自治法施行令 167 条の 10 の 2 の規定に基づき、学識経験者の意見を踏まえて実施する。

第４　審査の結果

１　資格審査

市は、令和８年６月 26 日に提出された参加表明書及び参加資格審査申請書類をもとに、入札参加者が満たすべき参加資格要件について確認を行い、令和８年７月７日付で参加資格審査結果（参加資格があるものと認めたもの）を入札参加者の代表企業に通知した。

参加表明を行った入札参加者は１グループであり、参加資格要件を満たしていることが認められた。参加資格審査結果の通知時に、提案者番号等として「だいこんグループ」の名称を併せて参加グループに通知した。

なお、選定委員会には、だいこんグループの構成企業名を伏せて審査いただいた。

２　提案審査

(1)　入札書類の確認

市は、令和８年８月７日までに、入札参加者１グループから入札書類を受け付け、入札書類が全て揃っていることを確認した。

(2)　基礎審査

市は、入札参加者１グループから提出された提案書について、入札説明書等に記載する全ての基礎審査項目を満たしていることを確認した。

(3)　非価格要素審査

1)　提案内容の審査

市は、令和８年 10 月２日に提案内容の審査を行う上で、入札参加者の提出した提案書の記載内容を明確にするために、入札参加者に対して提案内容についての技術ヒアリング（プレゼンテーション及び質疑応答）を実施し、落札者決定基準に基づき、各委員が５段階評価を行い、その平均値を得点として付与した。

提案内容に係る得点の審査結果は次表に示すとおりである。なお、入札参加者の提案について委員会が評価した事項は別紙１に示す。

表　提案内容の審査結果（単位：点）

審査項目（大項目）		配点		だいこんグループ
Ⅰ安全・安心かつ安定的に処理が可能な施設				小計（12.65）
	①安定運転	4	18	2.80
	②施設配置、内部配置、見学者対応	2		1.30
	③搬入搬出計画	3		1.95
	④緊急トラブルへの対応	5		4.00
	⑤災害に強い施設	4		2.60
Ⅱ環境に配慮した施設				小計（7.90）
	①エネルギー利用	2	10	1.30
	②二酸化炭素の排出量	4		4.00
	③省エネ化	4		2.60
Ⅲ地域に貢献し、親しまれる施設				小計（5.20）
	①地域貢献	4	8	3.00
	②施設デザイン（建物、地域景観）	4		2.20
Ⅳ経済性に優れた施設				小計（10.50）
	①メンテナンス	4	14	3.00
	②省力化	4		3.00
	③ライフサイクルコストの低減	4		2.80
	④経営の安定性	2		1.70
非価格要素審査		50		36.25
価格審査		50		50.00
合計		100		86.25

(4) 価格要素の審査

入札参加者１グループの入札価格について、落札者決定基準に示す算出方法に基づき価格審査点を下記のとおり算出した。

価格審査点 ＝ 50 点 ×（ 最低提案価格 ／ 当該提案価格 ）

■価格審査結果

グループ名	だいこんグループ
入札価格（税抜）	26,117,000,000 円
価格審査点（50 点満点）	50 点

(5) 総合評価値の算定

市は、入札参加者の提出した入札提案書類について、総合評価を行った。

総合評価値＝　非価格要素審査点　＋　価格審査点

■総合評価結果

グループ名	だいこんグループ
非価格要素審査点(50点満点)	36.25点
価格審査点　(50点満点)	50.00点
総合評価値　(100点満点)	86.25点

以上の結果を踏まえ、『だいこんグループ』を最優秀提案者として選定した。

第５　落札者の決定

１　落札者の決定について

市は、審査の結果を踏まえて、以下のグループを落札者として決定した。

表　落札者:だいこんグループ

	企　業　名
構成企業１（構成員）	大栄環境 株式会社
構成企業２（構成員）	株式会社 川崎技研
構成企業３（協力企業）	株式会社 桑原組

２　審査の総評

委員会の審査の総評を別紙２に示す。

３　落札者の決定に基づく財政支出の削減効果

落札者の落札価格を踏まえて、本事業をＤＢＯ事業として実施する場合の市の財政支出と、市が直接事業を実施する場合の財政支出の比較を行った結果、現在価値換算で 4.16％の削減が見込まれるとともに、落札者の提案により、事業期間を通じて良質な公共サービスを提供することが期待できる。

別紙１　各審査項目の講評

委員会において評価された事項を以下に示す。

審査項目（大項目）			評価内容
非価格要素審査			
	安全・安心かつ安定的に処理が可能な施設		
		安定運転	・多数の納入実績があり、安定した焼却性能を十分備えている。 ・排ガスの基準については、性能保証値だけでなく自主管理値も設けて安全性を確保している。
		施設配置、内部配置、見学者対応	・一般来場者エリアと工場エリアを分けることで、来場者管理や安全に配慮されている。 ・管理棟からリサイクル施設、焼却施設へつながる渡り廊下が計画されており、管理棟での見学者受け入れから各工場への見学案内時の移動がしやすいよう配慮されている。 ・焼却施設は、プラットホーム、ごみピット、中央制御室、炉室など主要箇所が直接目視で見学できるように動線が組まれている。 ・リサイクル施設は、プラットホーム、コンベヤ室、手選別室などの主要箇所が直接目視で見学できるように動線が組まれている。
		搬入搬出計画	・一般来場者とごみ搬入者の車両出入口が分かれており、事故が起きないよう一般来場者の安全に配慮されている。 ・交差のない動線とされており、車両の安全性に配慮されている。 ・誘導表示により運転者が視認しやすく、かつ、通行経路が判別しやすい動線となっている。
		緊急トラブルへの対応	・焼却施設のごみピットは、ごみの表層の温度検知により早期発見を行うことで、迅速な火災対応が可能となっている。 ・センサーと組み合わせてのごみピットへの自動放水が採用されている。 ・ごみピット火災、破砕機ラインの火災対応の実績があり、設計・建設上、運営上の火災対応について知見を持っている。
		災害に強い施設	・耐震性については、大地震後も大きな補修をせず使用できることを念頭に計画されている。 ・災害時のバックアップ体制として、周辺地域において多数の施設の運営管理を行っている構成企業が支援を行う計画となっている。
	環境に配慮した施設		
		エネルギー利用	・熱回収率が 13.9%～17.4%となっており、要求水準で指定している 10%を大きく上回る。
		二酸化炭素の排出量	・相対評価としているため、満点として評価している。

審査項目（大項目）			評価内容
		省エネ化	・省エネ化について配慮されており、ZEB Ready を達成できる計画となっている。なお、ZEB Ready の基準は、基準一次エネルギー消費量に対して、省エネのみで 50%以上削減するものである。 ・想定のエネルギー削減量は、２年弱の定格稼働の使用電力量に相当する。
	地域に貢献し、親しまれる施設		
		地域貢献	・地元企業への発注金額については、41.4 億円の見込みである。 ・運営においての採用人数は 17 名で計画されており、地元雇用率 50%以上を目指すとされている。 ・当初の大量雇用ではないが、教育をしながら少しずつ採用を増やしていく計画となっている。
		施設デザイン（建物、地域景観）	・全体的に周辺環境と調和するデザインであることが望ましい。
	経済性に優れた施設		
		メンテナンス	・延命化工事を行う際に１炉だけでも運転できるようにされていることは、処理委託の手配やコストを考えた時、非常に重要である。 ・延命化工事を行う際には、収集・一般持ち込み車両等が安全に通行できるよう配慮されている。 ・延命化工事や定期修繕時における必要な資材、重機、現場事務所など工事に必要なスペースが確保されている。
		省力化	・遠隔監視によるバックアップ体制が組まれている。 ・自動燃焼制御だけでなく、ＡＩの採用等改良の取り組みが計画されている。 ・マルチモニターシステムにより、省力化が進められる計画となっている。
		ライフサイクルコストの低減	・焼却施設（２炉）、リサイクル施設、管理棟使用時の 60 日分に相当する水量の節約が計画されている。 ・雨水利用は、焼却施設（２炉）、リサイクル施設、管理棟使用時の 2.4%に相当する量が計画されている。 ・化石燃料を 1,800L/年削減する計画とされている。
		経営の安定性	・SPC 経営悪化時において、保険活用、内部留保充当、収支改善、代表企業による追加出資、金融機関との連携までを 4 段階で整理しており、資金不足発生時の対応手順及び支援体制が具体的である。 ・日常・月次・年次のモニタリングに加え、外部監査法人による監査及び構成企業によるリスク管理委員会を組み合わせた多重的なモニタリング体制を構築しており、収支悪化の兆候を早期に把握・是正できる仕組みが具体的に示されている。 ・運営業務期間中の配当を行わず利益を内部留保する方針とし

審査項目（大項目）			評価内容
			ており、事業期間において SPC の資金体力を継続的に強化することで、将来の収支変動や突発的な支出への対応力を高めている。

別紙２　審査の総評

本事業は、（仮称）高島市新ごみ処理施設整備・運営事業により整備されるごみ処理施設の設計・建設及び運営を行うことを目的とするものである。

本事業は、民間事業者に施設整備及び運営を一括かつ長期的に実施させることにより、民間事業者の創意工夫が発揮され、財政負担の縮減及び公共サービス水準の向上等が期待されることから、ＤＢＯ事業での実施となった。

今回、１グループからの応募であったが、提案については、入札参加者のこれまでの他の事業での実績をもとにした独自のノウハウや技術が盛り込まれており、市の要求水準を上回る提案内容が示された。入札参加者の入札提案書類の作成における努力に敬意を表するとともに、深く感謝申し上げたい。

委員会は、落札者決定基準に則り、各審査項目について厳正かつ公正に審査を行った。審査の結果、大栄環境株式会社を代表企業とするだいこんグループを最優秀提案者として選定した。当該グループからは、安全・安心・安定的な処理、環境、地域貢献、経済性に関する事項など、数多くの優れた提案があった。

今後、だいこんグループは、市と事業契約を締結するための協議を行うこととなるが、市の要求事項のみならず、提案した内容を確実に履行することが求められる。その上で、だいこんグループは、本事業の内容をさらに充実させ、事業期間にわたって本施設の安定的な稼働や良質なサービスの提供ができるように、次の事項に留意して事業を実施されることを期待する。

- 提案内容を確実に履行するために、必要かつ適切な体制を構築した上で、市と十分に協議・連携し、整備運営事業を進めること。
- 地元の理解を得られるよう情報発信を積極的に行っていくとともに、安心・安全な施設として市民に受け入れられる運営に努めること。
- 近年、問題となっているLIB由来の火災について、様々な検知、消火システムを提案されているが、効果的な消火活動が行えるよう運用方法の最適化を行っていくこと。
- 明確な将来計画は決まっていないものの、余熱利用方法について、市の要望に沿ったものとすべく市と十分協議すること。
- 環境学習を重視し、子どもたちや市民へ効果的な啓発が行えるよう運営を行っていくこと。
- 工事や運営時の業務発注について、構成企業以外の市内業者も極力採用すること。
- 地元の雇用について、極力早期に目標とする人数を確保し、地域への貢献を行うこと。
- 臭気などの環境項目について、敷地境界における測定分析だけでなく、建物内外や周辺環境を定期的に巡回するなど、人が直接確認することで、万全の環境対策を行うこと。
- 施設のデザインについては、さらに地域景観に調和するものとすべく、市と十分協議されたい。

だいこんグループには、上記の配慮・要望事項について、入札及び契約の公平性を妨げない範囲において、本事業をより良いものとするため、市と十分な協議を行い、誠意ある対応に努め、今後の事業期間を通して質の高い公共サービスを提供することを期待する。

最後に、市とだいこんグループは、本事業の良きパートナーとして地域との信頼関係を築きながら、本事業を計画的かつ適切に推進することを希望するものである。

高島市ごみ処理施設整備運営事業者選定委員会　委員長　荒井 喜久雄